

2023・6

# いわき市議会定例会議案

令和5年6月



## 提 出 議 案

議案第 1 号	いわき市地方創生応援基金条例の制定について	.....	5
議案第 2 号	こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	.....	9
議案第 3 号	いわき都市計画事業平南部第二土地区画整理事業施 行規程の廃止について	.....	15
議案第 4 号	いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に ついて	.....	19
議案第 5 号	いわき市税条例の改正について	.....	23
議案第 6 号	いわき市火災予防条例の改正について	.....	29
議案第 7 号	いわき市印鑑の登録及び証明に関する条例の改正に ついて	.....	35
議案第 8 号	新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受け た者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の 改正について	.....	39
議案第 9 号	いわき市国民健康保険税条例等の改正について	.....	43
議案第10号	いわき市立小学校及び中学校条例の改正について	.....	49
議案第11号	いわき市市営住宅条例の改正について	.....	53
議案第12号	令和 5 年度いわき市一般会計補正予算（第 3 号）	.....	(別紙)
議案第13号	令和 5 年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 1 号）	.....	(別紙)
議案第14号	令和 5 年度いわき市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）	.....	(別紙)
議案第15号	令和 5 年度いわき市病院事業会計補正予算（第 1 号）	.....	(別紙)
議案第16号	工事請負契約について (南部清掃センター発電用蒸気タービン整備工事)	.....	57
議案第17号	工事請負契約の変更について (いわき市内郷消防署庁舎新築工事)	.....	59
議案第18号	事業委託契約について		

	(常磐線泉駅自由通路修繕工事委託)	.....	61
議案第19号	財産取得について		
	(タブレット端末)	.....	63
議案第20号	訴えの提起について		
	(いわき市市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴訟)	.....	65
議案第21号	損害賠償の額を定めることについて	.....	67
報告第1号	令和4年度いわき市一般会計継続費繰越計算書について	.....	69
報告第2号	令和4年度いわき市水道事業会計継続費繰越計算書について	.....	71
報告第3号	令和4年度いわき市一般会計繰越明許費繰越計算書について	.....	73
報告第4号	令和4年度いわき市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	.....	77
報告第5号	令和4年度いわき市一般会計事故繰越し繰越計算書について	.....	79
報告第6号	令和4年度いわき市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について	.....	81
報告第7号	令和4年度いわき市水道事業会計予算繰越計算書について	.....	83
報告第8号	令和4年度いわき市病院事業会計予算繰越計算書について	.....	85
報告第9号	令和4年度いわき市下水道事業会計予算繰越計算書について	.....	87
提出			
	いわき市土地開発公社経営状況について	.....	89
	公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団経営状況について	.....	91
	公益財団法人いわき市国際交流協会経営状況について	.....	93

公益財団法人いわき市潮学生寮経営状況について	.....	95
一般財団法人いわき市公園緑地観光公社経営状況について	.....	97
株式会社いわきの里鬼ヶ城経営状況について	.....	99
株式会社いわきニュータウンセンター経営状況について	.....	101



議案第1号

いわき市地方創生応援基金条例の制定について

いわき市地方創生応援基金条例を次のように制定する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之





## いわき市地方創生応援基金条例

### (設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附金を活用し、市のまち・ひと・しごとの創生に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、いわき市地方創生応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度の予算で定める。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、その目的に適合した事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の  
制定について

こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように  
制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

いわき市長 内 田 広 之



## こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第64号）を次のように改正する。

第2条第2項第2号及び第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第49条第1項及び第2項中「第22条第2項」と、「」の次に「第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、「」を加える。

第56条第2項及び第57条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附則第2項及び第3項中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改める。

(いわき市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 いわき市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第65号）を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改

め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「ときは」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加え、「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(いわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 いわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例（平成30年いわき市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号ア中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(いわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 いわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年いわき市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第9項中「入所している」を「通所している」に改める。

第7条第9項中「入所している」を「通所している」に改める。

第24条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第60条第3項及び第68条第4項中「入所している」を「通所している」に改める。

第72条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(いわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 いわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和5年いわき市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第41条の2」の次に「（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第1項中」を「改正後の第41条の2第1項中」に改める。

附則第3項中「第41条の3第2項」の次に「（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条及び第89条において準用する場合を含む。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 3 号

いわき都市計画事業平南部第二土地区画整理事業施行規程の廃止に  
ついて

いわき都市計画事業平南部第二土地区画整理事業施行規程を廃止する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

いわき市長 内 田 広 之



いわき都市計画事業平南部第二土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

いわき都市計画事業平南部第二土地区画整理事業施行規程（昭和56年いわき市条例第46号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第4号

いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之



## いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年いわき市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症に係る」を削り、同項を次のように改める。

- 4 職員が特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が別に定めるものに限る。）をいう。）により生じた事態に対処するための防疫作業等で市長が規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として防疫作業等手当を支給する。この場合において、第10条の規定は適用しない。

附則第5項中「防疫作業に従事した場合に支給する」及び「、第10条第7項第1号の規定にかかわらず」を削り、「当該防疫作業」を「同項に規定する防疫作業等」に改める。

附則第6項中「防疫作業に」を「防疫作業等に」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前のいわき市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当については、なお従前の例による。





議案第 5 号

いわき市税条例の改正について

いわき市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

いわき市長 内 田 広 之



## いわき市税条例の一部を改正する条例

いわき市税条例（昭和41年いわき市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第25条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第29条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第32条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第34条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第37条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によつて」を「により」に改め、同条第6項中「によつて」を「により」に改め、「旨の」の次に「当該」を加え、「その事由がその年の」を「当該納税義務者が」に、「発生した場合には、当該納税義務者」を「給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者」に改める。

第40条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第40条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第40条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第40条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第72条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第16条の2第4項及び第17条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」

に改める。

別表中

「	社会福祉法人虹の会に対する寄附金	」
を		
「	社会福祉法人虹の会に対する寄附金 社会福祉法人ゴールデンハープに対する寄附金	」

に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表の改正規定 公布の日
- (2) 第72条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後のいわき市税条例（以下「新条例」という。）附則第17条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (3) 第25条の2第2項並びに第32条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第34条、第37条、第40条、第40条の2及び第40条の6の改正規定並びに附則第16条の2第4項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第17条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (4) 第29条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後のいわき市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべきいわき市税条例第29条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給

与」という。)について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 3 新条例別表の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和5年1月1日以後に支出する新条例第24条の2第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第72条第1号エ及び附則第17条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第16条の2第4項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第6号

いわき市火災予防条例の改正について

いわき市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之





## いわき市火災予防条例の一部を改正する条例

いわき市火災予防条例（昭和41年いわき市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるも

のを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後のいわき市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用

される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。



議案第7号

いわき市印鑑の登録及び証明に関する条例の改正について

いわき市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之



## いわき市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

いわき市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和62年いわき市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、）」を「利用者証明用電子証明書（）」に、「第22条第1項の」を「第22条第1項に規定する」に改め、「が記録されているもの」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、登録者は、いわき市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年いわき市条例第18号）第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を自ら使用して、市長に印鑑の登録の証明の申請を行い、当該証明を受けることができる。

### 附 則

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。





議案第 8 号

新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けた者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の改正について

新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けた者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

いわき市長 内 田 広 之



新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けた者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けた者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（令和2年いわき市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「、令和4年度の国民健康保険税」の次に「及び令和4年度に課すべきであった国民健康保険税」を、「「令和4年度の国民健康保険税」の次に「及び令和4年度に課すべきであった国民健康保険税（令和6年3月31日までに納期の末日が到来するもののうち市長が別に定めるものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けた者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。



議案第9号

いわき市国民健康保険税条例等の改正について

いわき市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之



## いわき市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(いわき市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 いわき市国民健康保険税条例（昭和41年いわき市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第5条中「21,400円」を「22,700円」に改める。

第5条の2第1号中「21,800円」を「21,400円」に改め、同条第2号中「10,900円」を「10,700円」に改め、同条第3号中「16,350円」を「16,050円」に改める。

第5条の5中「7,900円」を「8,300円」に改める。

第5条の6第1号中「5,800円」を「6,000円」に改め、同条第2号中「2,900円」を「3,000円」に改め、同条第3号中「4,350円」を「4,500円」に改める。

第5条の9中「6,400円」を「7,200円」に改める。

第5条の10中「6,300円」を「6,200円」に改める。

第17条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「14,980円」を「15,890円」に改め、同号イ(7)中「15,260円」を「14,980円」に改め、同号イ(イ)中「7,630円」を「7,490円」に改め、同号イ(ウ)中「11,445円」を「11,235円」に改め、同号ウ中「5,530円」を「5,810円」に改め、同号エ(7)中「4,060円」を「4,200円」に改め、同号エ(イ)中「2,030円」を「2,100円」に改め、同号エ(ウ)中「3,045円」を「3,150円」に改め、同号オ中「4,480円」を「5,040円」に改め、同号カ中「4,410円」を「4,340円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同号ア中「10,700円」を「11,350円」に改め、同号イ(7)中「10,900円」を「10,700円」に改め、同号イ(イ)中「5,450円」を「5,350円」に改め、同号イ(ウ)中「8,175円」を「8,025円」に改め、同号ウ中「3,950円」を「4,150円」に改め、同号エ(7)中「2,900円」を「3,000円」に改め、同号エ(イ)中「1,450円」を「1,500円」に改め、同号エ(ウ)中「2,175円」を「2,250円」に改め、同号オ中「3,200円」を「3,600円」に改め、同号

カ中「3,150円」を「3,100円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改め、同号ア中「4,280円」を「4,540円」に改め、同号イ(7)中「4,360円」を「4,280円」に改め、同号イ(イ)中「2,180円」を「2,140円」に改め、同号イ(ウ)中「3,270円」を「3,210円」に改め、同号ウ中「1,580円」を「1,660円」に改め、同号エ(7)中「1,160円」を「1,200円」に改め、同号エ(イ)中「580円」を「600円」に改め、同号エ(ウ)中「870円」を「900円」に改め、同号オ中「1,280円」を「1,440円」に改め、同号カ中「1,260円」を「1,240円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,210円」を「3,405円」に改め、同号イ中「5,350円」を「5,675円」に改め、同号ウ中「8,560円」を「9,080円」に改め、同号エ中「10,700円」を「11,350円」に改め、同項第2号ア中「1,185円」を「1,245円」に改め、同号イ中「1,975円」を「2,075円」に改め、同号ウ中「3,160円」を「3,320円」に改め、同号エ中「3,950円」を「4,150円」に改める。

第17条の2中「第19条の2」を「第19条の2第1項」に改める。

第19条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第17条第1項」を「第17条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項及び第14項中「第17条第1項の」を「第17条の」に改める。

（いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成23年いわき市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和4年度分」を「令和5年度分」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のいわき市国民健康保険税条例の規定は、令和5



年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第10号

いわき市立小学校及び中学校条例の改正について

いわき市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之



## いわき市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

いわき市立小学校及び中学校条例（昭和41年いわき市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表いわき市立上遠野小学校の項中「いわき市立上遠野小学校」を「いわき市立遠野小学校」に改め、同表いわき市立入遠野小学校の項及びいわき市立川前小学校の項からいわき市立小白井小学校の項までを削り、同表いわき市立上遠野中学校の項中「いわき市立上遠野中学校」を「いわき市立遠野中学校」に改め、同表いわき市立入遠野中学校の項及びいわき市立川前中学校の項からいわき市立小白井中学校の項までを削る。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第11号

いわき市市営住宅条例の改正について

いわき市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之





いわき市市営住宅条例の一部を改正する条例

いわき市市営住宅条例（昭和42年いわき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

いわき市平北白土字宮田4番地	243
----------------	-----

」

を

「

いわき市平北白土字宮田4番地	232
----------------	-----

」

に、

「

いわき市小名浜諏訪町27番地の3	36
いわき市小名浜愛宕町6番地の15	7
いわき市小名浜字道珍159番地の87	18

」

を

「

いわき市小名浜諏訪町27番地の3	36
いわき市小名浜字道珍159番地の87	18

」

に、

「

いわき市小名浜林城字大門1番地の1	101
-------------------	-----

」

を

「

いわき市小名浜林城字大門1番地の1	86
-------------------	----

」

に、

いわき市内郷宮町竹ノ内39番地の2	43
いわき市内郷宮町蛭子65番地	4
いわき市内郷宮町代30番地	8

を

いわき市内郷宮町竹ノ内39番地の2	43
いわき市内郷宮町代30番地	8

に、

いわき市好間町下好間字叶田15番地	168
いわき市三和町下市萱字竹ノ内38番地	2
いわき市田人町黒田字大沢115番地の4	5

を

いわき市好間町下好間字叶田15番地	168
いわき市田人町黒田字大沢115番地の4	5

に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第16号

### 工事請負契約について

南部清掃センター発電用蒸気タービン整備工事について次のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 契約の目的 南部清掃センター発電用蒸気タービン整備工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 金193,600,000円
- 4 工 期 議会の議決を経た日の翌日から  
令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区花京院二丁目1番65号  
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社東北支店  
支店長 鎌 川 修



議案第17号

工事請負契約の変更について

令和5年3月9日いわき市議会定例会において議決されたいわき市内郷消防署  
庁舎新築工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之

契約内容	変 更 前	変 更 後
契約金額	金718,300,000円	金727,793,000円



## 議案第18号

### 事業委託契約について

常磐線泉駅自由通路修繕工事委託について次のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 契約の目的 常磐線泉駅自由通路修繕工事委託
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 金251,856,000円
- 4 期 間 議会の議決を経た日の翌日から  
令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方 茨城県水戸市三の丸1丁目4番47号  
東日本旅客鉄道株式会社  
執行役員水戸支社長 小 川 一 路





議案第19号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 取得物件の名称     | タブレット端末  |
| 2 | 数 量         | 175台   |
| 3 | 取 得 価 格     | 金35,090,000円   |
| 4 | 取 得 の 目 的   | 各種会議における資料等をペーパーレス化し、業務の<br>効率化を図るため                     |
| 5 | 取 得 の 方 法   | 指名競争入札による物件供給契約  |
| 6 | 納 期         | 令和6年2月29日  |
| 7 | 物 件 の 供 給 者 | 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田47番地の3<br>株式会社夢デザイン総合研究所<br>代表取締役 木村 裕文 |







## 議案第21号

### 損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 事件の概要 平成28年2月に総合磐城共立病院において手術を受けた患者が、病院側の対応が不適切であったとして、市に損害賠償を求めた事件
- 2 事件の相手方 いわき市在住の女性
- 3 損害賠償額 金2,000,000円



報告第1号

令和4年度いわき市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、継続費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内田 広之

会 計 名	事 業 名
一 般 会 計	川前支所庁舎等整備事業 徳風園管理棟空調設備改修事業 千寿荘温水暖房設備改修事業 高久保育園・夏井保育所園舎改築事業 高坂・御厩保育所園舎新築事業 山田粗大ごみ処理施設解体事業 緊急水災害対策排水施設整備事業（金子沢・渋井川） 内郷消防署建設事業 上荒川公園下水道敷設事業 中道1号線松坂吊橋災害復旧事業





報告第2号

令和4年度いわき市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、継続費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
水 道 事 業 会 計	鹿島・常磐水系幹線新設工事（第4工区） 大滝江筋取水口斜面落石対策工事



報告第3号

令和4年度いわき市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内田 広之

会 計 名	事 業 名
一 般 会 計	芸術文化交流館総務管理費 民間社会福祉施設（障がい者施設）建設補助金 防災・減災等対策事業費（高齢者施設）補助金 介護施設等整備費補助金 こどもの安心・安全対策支援事業費補助金（私立保育所等分） こどもの安心・安全対策支援事業費補助金（放課後児童クラブ分） 公立保育所整備事業 南部清掃センター管理費 上水道安全対策事業出資金 緊急ため池防災対策事業 いわき森林再生事業 林業専用道路整備事業

幹線道路整備事業  
道路改良事業  
歩道整備事業  
安心みちまち冠水対策事業  
安全みちまちプロテクト事業  
明るいまちまちリニューアル事業  
通学路交通安全緊急対策事業  
道路構造物長寿命化事業  
流域治水プロジェクト・緊急重点河川改良事業  
排水路整備事業  
市街地再生整備推進事業  
市街地再生整備推進事業（基盤整備事業分）  
駅前広場等長寿命化事業  
公共交通需要回復緊急支援事業費補助金  
公共交通強靱化事業  
街路事業  
都市公園整備事業  
いわき駅並木通り地区市街地再開発事業  
公営住宅ストック総合改善事業  
総務管理経費  
流域治水プロジェクト・河川洪水ハザードマップ整備事業  
地域防災計画改訂事業  
除去土壌等管理・搬出推進事業  
学校施設感染症対策支援事業  
廃校管理経費（解体撤去分）  
教職員住宅管理費（解体撤去分）  
小学校管理費（長寿命化事業分）  
小学校管理費（トイレ洋式化分）  
中学校管理費（長寿命化事業分）

中学校管理費（トイレ洋式化分） 幼稚園管理費（特定施設分） 文化財災害対策事業
---



報告第4号

令和4年度いわき市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内田 広之

会 計 名	事 業 名
土地区画整理事業 特 別 会 計	勿来錦第一土地区画整理事業





報告第5号

令和4年度いわき市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、事故繰越しの繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
一 般 会 計	いわき駅並木通り地区市街地再開発事業



報告第6号

令和4年度いわき市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、事故繰越しの繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
土地区画整理事業 特 別 会 計	勿来錦第一土地区画整理事業



報告第7号

令和4年度いわき市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、予算の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内田 広之

会 計 名	事 業 名
水 道 事 業 会 計	基幹浄水場連絡管整備事業 施設整備事業 老朽管更新事業 施設更新事業 災害対策事業 災害復旧事業 固定資産購入費 施設更新事業（簡易水道事業） 上遠野浄水場外1箇所制御装置修繕工事



報告第8号

令和4年度いわき市病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、予算の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
病 院 事 業 会 計	医療器械整備事業





報告第9号

令和4年度いわき市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、予算の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内田 広之

会 計 名	事 業 名
下 水 道 事 業 会 計	管渠建設事業
	ポンプ場建設事業
	処理場建設事業
	東部合流幹線築造工事
	岡小名1号汚水幹線築造工事
	自由ヶ丘1号雨水幹線築造工事
	関田ポンプ場建設工事（雨水ポンプ機械設備）
	関田ポンプ場建設工事（雨水ポンプ電気設備）
	東部浄化センター建設工事（合流ポンプ機械設備）
	東部浄化センター建設工事（合流ポンプ電気設備）
	東部浄化センター建設工事（滞水池機械設備）
	東部浄化センター建設工事（滞水池電気設備）
	下水汚泥等利活用事業中部浄化センター建設工事（し尿等受入施設）

下水汚泥等利活用事業中部浄化センター建設工事（汚泥  
処理施設）

提出

いわき市土地開発公社経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之



提出

公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之



提出

公益財団法人いわき市国際交流協会経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之





提出

公益財団法人いわき市潮学生寮経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之



提出

一般財団法人いわき市公園緑地観光公社経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之



提出

株式会社いわきの里鬼ヶ城経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之



提出

株式会社いわきニュータウンセンター経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年6月1日提出

いわき市長 内 田 広 之





